

「性犯罪・性暴力対策の強化」に関する
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）のメッセージ

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害であり、決して許されないことです。その影響は長期にわたることも多くあります。私は、大臣就任以来、性暴力被害の当事者や支援団体の方々からお話を伺い、被害の実態や深刻さに、深く心を痛めておりました。

今、被害者の方が声を上げ、性暴力の根絶を訴えるフラワーデモが全国に広がるなど、性犯罪・性暴力の根絶を求める声が高まっています。こうした切実な声を正面から受け止めて、性暴力被害という理不尽をなくしていくための具体的な政策を、関係者の力を結集して進めていくことが、私に課せられた責務です。

このため、令和2年度から令和4年度までの3年間を、「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」として、取組を抜本的に強化していくこととしました。そして、その取組方針として、本日、私が議長を務め、内閣府・警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省の局長級からなる会議において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を取りまとめました。政府としての決意と方針を示す、最初の一步です。

「方針」には、刑事法の検討はもとより、被害者に寄り添った細やかな支援の一層の充実、加害者対策、生命の尊さを学び、性暴力の加害者や被害者や傍観者にならないための教育・啓発の強化など、具体的な取組を盛り込んでいます。関係機関が連携して、速やかに、集中的に実行していきます。

「性暴力をなくす」、「二次被害を生まない」、「被害者をしっかりと支援する」。このことを、現場まで浸透するよう、取り組みます。

また、「性暴力はあってはならない」という認識を社会全体に広げていくことが、何よりも重要です。

性暴力を、なくそう。

「性暴力は一つあるだけでも多すぎる」という認識の下、性暴力のない社会、誰一人取り残されない社会の実現に向けて、全力を尽くしてまいります。

国民の皆様のご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

令和2年6月11日

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

橋 本 聖 子